

特集

円滑に行われるための措置

金融庁では、民間金融機関による金融仲介機能の強化を図るために、中小・小規模企業向け融資の条件変更を行っても貸出条件緩和債権に該当しない取扱いを拡充することとし、監督指針及び金融検査マニアル別冊「中小企業融資編」（以下「マニアル別冊」といふ。）を改定しました。

改定の背景

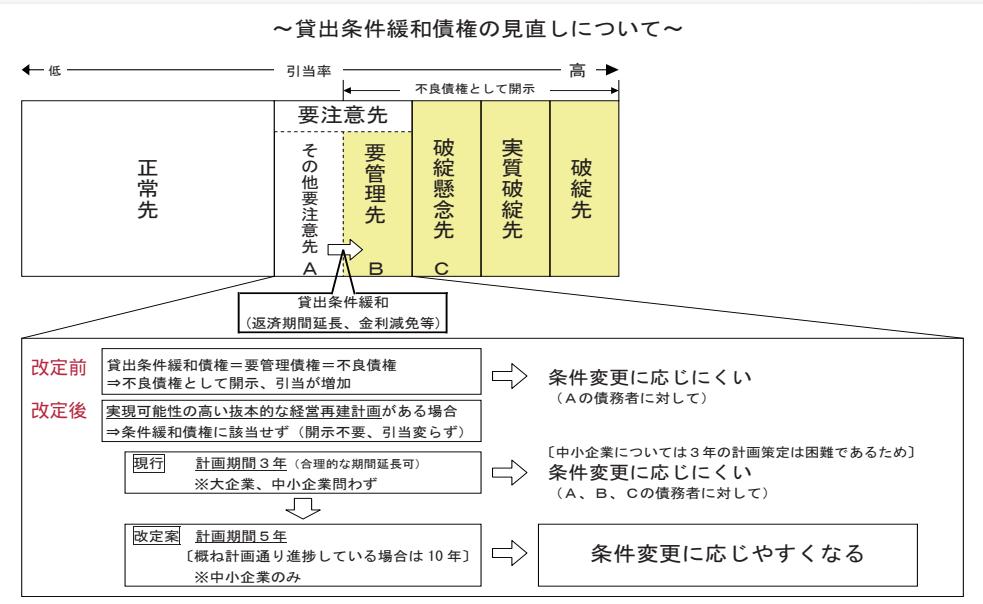
中小企業をとりまく環境が厳しい中、金融機関が既存融資について柔軟に貸出条件の緩和に応じることができれば、借手企業の資金繰りや経営の改善を図ることができ、さらには経営改善の結果、金融機関の信用リスクの軽減にもつながることとなります。

しかし、実際には借手が「返済期間延長」や「金利減免」などの条件変更を要請しても、金融機関が応じてくれないといったような状況がありました。金融機関のこうした対応の背景には、借手を支援する目的で借手に有利となるような貸出条件の変更をした場合、その債権は原則として貸出条件緩和債権となり、銀行法及び金融再生法の体系上不良債権に該当する

こととなり、金融機関にとっては、結果的に不良債権比率や貸倒引当金の引当率が上昇する」となるため、柔軟に応じにくいういう側面がありました。

他方、監督指針では、その例外として「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」が策定されれば、借手に有利となるような条件変更が行われた場合でも貸出条件緩和債権には該当

しないとの取扱いを規定していますが、実際には中小企業に対する適用例は必ずしも一般的ではありませんでした。その要因としては、経営再建計画が「抜本的」であることの要件として、「概ね三年後の当該債務者の債務者区分が正常先となること」が求められていることが挙げられます。一般に中小企業はリ



改定の具体的な内容

こうした状況を踏まえ、金融機関が条件変更に柔軟に応じることができるような環境の整備に向けて、貸出条件緩和債権の定義の詳細を規定する「監督指針」及び中小企業の特性を踏まえた検査を行うための「マニアル別冊」の改定が行われました。

1・正常先に至る期間を五年に延長
概ね三年で正常先になることについて、中小企業についてはその特性を踏まえ、概ね五年に延長されました。この改定により、これまで五年で正常先となるような経営再建計画を策定していったため「要管理先」（不良債権の範囲）と区分されていた借手が「その他要注意先」（不良債権に該当しない）となる事例が出てくることとなりました。その要因としては、経営再建計画が「抜本的」であることの要件として、「概ね三年後の当該債務者の債務者区分が正常先となること」が求められていることが挙げられます。一般に中小企業はリストラの余地も小さく黒字化や債務超過解消までに時間がかかるため、三年で正常先になる計画を策定するのは難しいといったことや、三年で正常先になるような計画となると、大きな金融支援が必要となるため、金融機関側からみてそうした計画の策定は難しいとます。

それに加え、経営改善が概ね計画どおりに進捗している場合に、特例として最長一〇年以内の計画についても許容されることになりました。例えば、残存期間一〇年の経営再建計画について、過去の進捗状況が概ね計画どおり

